

小平市中央図書館長 様

2023（令和5）－2024（令和6）年度  
小平市図書館協議会 提言

## 『変化する図書館』

2025（令和7）年3月  
小平市図書館協議会

# 小平市図書館協議会提言 2023-2024

## 目 次

1. はじめに

2. 変化する図書館

～蔵書を主にする図書館から情報発信をも要求される図書館へ～

3. 電子書籍導入に向けて

4. 小平市立小・中学校の学校図書館と小平市立図書館の連携

4-1 学校図書館相談員と学校司書

4-2 学校図書館システムの活用

4-3 学校図書館をより良く利用するには

5. 小川西町図書館のこれから

5-1 小川駅西口地区再開発に伴う小川西町図書館

5-2 指定管理者による図書館運営について

6. おわりに

## 1. はじめに

電子書籍が話題になり、導入した公共図書館が見え始めたなか、小平市図書館協議会においても検討が始まつて10年以上が経過している。コロナ禍以降に電子書籍を導入した図書館が増加したことから、小平市議会でも「電子書籍導入」に関する一般質問等も増えてきた現状であるが、小平市立図書館ではコンテンツが少ないことなどから今日まで導入を見合わせている。しかしこの10年間で電子書籍のコンテンツやパッケージ、提供形態も多様となって公共図書館でも導入を検討する機会が広がっている。小平市立図書館でも、これまでの調査検討が実り、2025年度の導入に向けて必要経費が予算案に計上されたという、嬉しいことである。図書館職員に感謝する。

これまで長きにわたつて「情報を得るのは図書館」という考え方から、情報はWeb上から得るものと考えるような流れに世の中は変化してきているように見受けられる。特に現代っ子はスマホに慣れ、情報もPCやスマホで検索して結果を得ることに長けている。こどもがどんなに検索能力に長けたとしても、こどもが「本」というページをめくつて得られる喜びを得ることはできない。この喜びを味わえる「読書活動」を推進するためにも学校図書館の充実は必要であり学校図書館と小平市立図書館の連携を図ることは重要である。

今期の図書館協議会では①電子書籍導入に向けて、②小平市立小・中学校の学校図書館と小平市立図書館の連携、③小川西町図書館のこれからという3点を中心に考えることとした。

小川西町図書館は、小川駅西口地区第一種市街地再開発事業に伴い建設される再開発ビル「小川駅西口複合施設」の4、5階に移転することになり、公民館や小平市民活動支援センターあすぴあなども一緒に入ることになる。運営も外部業者への指定管理にすることが決定されることにより、今後のあり方などを具体的に考えていくことが必要となってきた。図書館協議会も図書館を取り巻く環境の変化を踏まえながらこれからの図書館サービスを考えていきたい。

## 2. 変化する図書館

### ～蔵書を主にする図書館から情報発信をも要求される図書館へ～

最近の公共図書館は図書(本)を中心とした従来の図書館サービスは当然のことながら、図書を取り巻く情報の提供・発信機能をも要求される図書館へとその内容が拡大してきている。これまで図書館の蔵書について書誌を詳細に作成し、利用者の要求に応える資料を提供することが主であったが、現在は蔵書だけでなく、図書を取り巻く情報、すなわち一つの図書館のことだけでなくその図書館を取り巻く他の図書館の情報、そして市民生活に関する情報を発信することも要求されている。

小平市の図書館は1991年から始まった周辺4市との相互利用に加えて、2013年から国分寺市、2019年から立川市、2023年からは小金井市及び東大和市と相互利用協定を締結して市民の要求に応えてきた。

その他、2016年からは国立国会図書館と連携して資料提供を受けることができるようになった。

小平市の図書館では近隣市の図書館と相互の連携が30年以上もの間継続して実施されており、その提供方法はアナログ的であった。しかし現在ではWeb環境の発展に伴い利用方法が大きく変化している。図書館は情報の提供・利用方法について分かり易く説明しなくてはならない。小平市の図書館に限らず、図書館は広報活動が十分でなく、その情報を知っている利用者が少ないので残念なことである。

今回、小平市立図書館が実施している図書を含む相互利用やネット(Web)を通した情報の相互利用、提供について整理してみたい。

① 小平市立図書館が所蔵している図書資料(従来の図書館)：蔵書冊数(令和6年度当初

- 1,219,951 点)⇒⇒⇒利用者登録をして貸出返却手続きによって利用。
- ② 小平市図書館以外との相互利用⇒⇒⇒近隣市公共図書館との相互利用:小平市公共図書館の利用カードで閲覧・貸出
- ③ 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、新聞記事データベース等  
⇒⇒⇒契約館でのみ閲覧(中央のみ:国立国会図書館デジタル化資料送信サービス、日経テレコン 中央と仲町:朝日新聞クロスサーチ、ヨミダス歴史館、第一法規法情報総合データベース、官報情報検索サービス)
- ④ 協定外他市の公共図書館や大学図書館資料の利用⇒⇒⇒地区館・中央図書館で利用申し込みを行い、中央図書館から発行される紹介状をもって利用。
- ⑤ 電子書籍の利用⇒⇒⇒小平市立図書館では、2025 年度に導入予定。

以上、小平市立図書館が資料を提供している現状である。①は図書館開設以来の図書館サービスであり、充実している。②は小平市の近隣 8 市との相互利用を行い、最近では小金井市や東大和市とも相互利用が行われている。しかし③④は小平市図書館が実施しているにもかかわらず利用状況が少ない。利用状況を伸ばすためにはもっと広報活動をお願いしたい。そして中央図書館だけでなく地区図書館からもアクセスできる環境を整備することができれば素晴らしい。⑤については図書館協議会では中央図書館など限られた図書館が契約するデータベースをどこの地区図書館からでもアクセスできる環境整備を提案してきた。また、電子書籍はコンテンツが少ないこともあり、図書館内での調査検討をお願いしていた。同時に、すでに導入した近隣の図書館の状況も調べていただくこともお願いしている。現在ではサービスの多様化もあり、2025 年度に小平市立図書館でも導入することに踏み切ったことは大きな前進と評価したい。2025 年度の予算案が承認された場合、電子書籍導入については、今まで図書館内で検討されてきたことを十分に生かして前進していただきたい。

これまでの小平市の図書館運営は中央図書館をキーとして7つの地区図書館が同じ運営を実施することを目指していたが、今日のように情報や情報提供の方法が多種多様になってきたことから各図書館はこれまでのように蔵書収集における特色だけでなく、地区図書館の運営方法、利用方法にも特色を持つことが要求されるのではないか、と考える。

### 3. 電子書籍導入に向けて

小平市は図書館開設にあたって「自宅から歩いて通える図書館」を目指し、中央図書館をはじめ 7 つの地区図書館、3 つの分室を開設してきた。これらの図書館は従来の図書館サービス(貸出返却、レファレンス等)には十分に対応しているが、デジタルサービスを推進する現代にあって図書館間に差が生じている。2025 年 3 月現在、Wi-Fi が設置されている図書館は中央・仲町・花小金井・小川西町・喜平の5館であり、商用データベースを利用できる図書館は中央・仲町の2館だけという状況の改善、すなわちどこの図書館でもサービスを受けられるようにと望んでいる。

一方、電子書籍の導入に関しては利用者の要望も多くはなく、これまで検討を重ねてきたが、公共図書館向けの電子書籍のコンテンツが少ない状況であった。しかし、今日では少ないながらも徐々に多様なコンテンツが出てきたこと、読み放題パックや提供方法が多様になったことから、小平市でも 2025 年度の導入を目指して予算案に計上されたところである。小平市立図書館にふさわしい電子書籍の導入をお願いしたい。

今後、電子書籍の予算が承認されても、従来の紙の図書購入予算の十分な確保を望んでいる。

2025年度の導入が見えてきたところで電子書籍が導入された場合の一般的なメリットとデメリットについてもまとめてみたので参考にしていただきたい。

#### <メリット>

- ① 検索・閲覧・貸出等の手続きが時間と場所を選ばずに可能となるため、利用者の利便性向上が期待できる。紙の書籍と同じOPACで検索ができるとなお良い。
- ② 一部の読み放題パックなどの電子書籍では複数の利用者が同時に同じコンテンツを利用できるため、コンテンツにアクセスする際の待機期間を短縮しうる。
- ③ 来館の労を要さないほか、文字の拡大表示、音声読み上げなど機能面での支援をはじめ、視覚に障害がある人や高齢者にも有意な利用環境を提供できる。
- ④ 図書館における物理的な在庫管理の問題が軽減され、かつまた、例えば学習図書などへの書き込みや貴重資料の紛失リスクなどが解消されるため、業務の効率化をはかりうる。

#### <デメリット>

- ① 電子書籍のコンテンツ使用料が割高であるほか、電子図書館システムによっては経常的なクラウド使用料を要するなど、導入コスト・維持コストが大きい。
- ② いずれの電子図書館システムでもコンテンツ数には制約があるうえ、必ずしも利用者の要望に沿ったコンテンツをカバーするわけではないし、利用者の要望を追うことが図書館の公共性を実現するわけでもない。
- ③ パソコンやスマートフォンなどの機器を持たない利用者用の端末の設置・維持・管理が必要である。
- ④ 紙の本と比較した場合、ページをめくる体感や紙の質感といった物理的な読書体験が失われる。こうした体験がとりわけ小・中学生については記憶力や集中力の養成に役立つという研究もあり、考慮すべきデメリットである。

電子書籍導入における課題は、充当される予算規模(経営的側面)とコンテンツ内容とに帰着するのであって、以前は提供されるコンテンツが乏しかったが、近年はそうした電子書籍を取り巻く環境にも変化が見られるようになってきた。学習図書、歴史関係資料など、小平市立図書館の選書基準を満たすコンテンツが少しずつ整ってきたことから、具体的に導入の検討を始めたわけだが、いずれにしても「リソースなくしてサービスなし」という前提に変わりはない。

また、すでに電子書籍を導入した公共図書館においても、導入の当初こそ利用者数の増加がみられたものの、その後は減少している事例も少なくないとされており、そうであるならば費用対効果の面においても、期待に見あうだけの成果が得られているとは必ずしも言えないので、できるだけの広報周知をお願いしたい。

なお、2024年7月21日付ロイター通信によれば、電子書籍大国であるアメリカでは、電子書籍のライセンス契約の負担が図書館にとって重くなりつつあり、図書館職員の業務においてもデジタル資料に関連する業務量が増大しつつあるという。

このような現状を勘案するならば、メリットとデメリット、限られたリソースの活用、コストパフォーマンスの点からみて、電子書籍導入に関しては、他の自治体の現状も見極めつつ、慎重な対応が求められるところである。

そのうえでもう一つの課題は、電子書籍に関して図書館が導入したいコンテンツと利用者が読みたいコンテンツの隔たりであろう。これは民間の有料の電子書籍ビジネスと公共サービスとしての図書館の電子サービスの在り方は、おのずからその趣旨も目的も違うというところからきていると言えよう。

この点に関しては、メリット・デメリットの対照を含めたうえでの利用者への適切な説明も求めら

れるところである。

それから、利用者のニーズに応えるサービスとして、全地区図書館・分室への Wi-Fi 環境の拡充を求めたい。

それというのも、知られるように近年、全国の公共研究機関では所蔵資料のデジタル化と公開化、つまりは電子図書館化が驚異的なペースで進んでおり、以前であれば自ら足を運ぶか、協定下の公共図書館に依頼しなければ検索・閲覧・入手できなかったデータが、誰でもいながらにしてアクセスできる時代に入っている。

その先駆的事例である「国立国会図書館デジタルコレクション」では、著作権処理済みの古典資料、図書、雑誌、官報、学位論文などが電子化されたうえでインターネット上に一般公開され、その総数は 2024 年 4 月 30 日時点で約 26 万点にのぼっている。これらは誰もがアクセス可能であり、利用者登録すれば個人向けデジタル化資料送信サービスでダウンロードもコピーも可能である。

研究者が必要とするような専門的資料であればジャパンナレッジなど課金制のサービスも必要となろうが、それよりはむしろすでに広く一般に公開されている知的情報サービスが存在し、その規模も急速に拡充されている現在、残された課題は、かかるソースが利用可能であることの周知と、ソースにアクセスできるインターネット環境の整備であろう。こうした努力こそ公共サービスを提供する自治体機関のなかでも、公共図書館が果たすべき役割といえる。

## 4. 小平市立小・中学校の学校図書館と小平市立図書館の連携

### 4-1 学校図書館相談員と学校司書

小平市では仲町図書館に 2 名の学校図書館相談員が配置されている。学校図書館相談員は校長や司書教諭、教員とともに学校図書館運営や児童・生徒の読書支援、学習支援を行っている。先生方の業務は年々、多様化複雑化して図書館業務に携わる時間が限られることから、小平市では 2006 年から文部科学省の補助金により「学校図書館協力員」(2023 年度から「学校司書」と名称変更)を採用して各学校に配置することで学校図書館の円滑な運用、児童・生徒の読書支援を行っている。

小平市は図書館開設当初、図書館司書は司書専門職として採用されていたが、その後、司書専門職としての図書館司書の採用は行われず、一般職として採用された職員が司書講習を受講する形態へ変更となった。司書専門職として採用された者が立ち上げたこの業務の大切さは長年にわたり理解され、今日でも学校図書館相談員 2 名が「会計年度任用職員」として仲町図書館に配属されていることは嬉しいことである。可能であれば常勤の司書専門職の採用を検討していただきたいことを望んでいる。

他市では「学校司書」の職が設けられた当初の採用から学校への配属、業務の説明などを主に学校教育主管課が担当しているため、「学校司書」への業務の指示などは学校図書館長である校長の管轄で行われている。小平市のように市立図書館との連携を考慮している市は多くはないと思われる。小平市立図書館が進めてきたこの実績は他市に例をみないものと評価するものであり、これからも大事にしていただきたい。

「学校司書」の募集・選考・配置・研修などは小平市立図書館(中央・仲町図書館)主導で実施されており、学校図書館相談員と協力して小平市立小・中学校の学校図書館との連携が図られている。

「学校司書」の研修は、図書館長、学校図書館相談員によって研修内容等が決められ例年 4 ~6 回実施している。この研修には「学校司書」のほとんどが参加している。

各学校の司書教諭、学校司書が集まる研修の機会は、教育委員会の指導課主催で行われて

いる。その他、「学校図書館司書教諭等連絡協議会」があり、例年1回の開催でほぼ全ての学校から参加しているようである。

学校図書館相談員、学校司書、司書教諭、時には学校図書館長である校長も参加してこどもの読書支援について研修をする機会を設けることは大切なことと思われる。

これまでの提言にも記されているように小・中学校の教員は授業やクラス運営などに忙しく学校図書館運営に関心をもっていても協力できる時間がない、研修に参加したくても難しいのが現状である。また教員の関心度によって学校図書館の運営には差異が見られ、学校司書との連携もまちまちで、図書の時間のとらえかたがちがう。学校によって温度差があり、仕事内容が違っている。例えば、読み聞かせやブックトーク、アニメーション、(公共図書館からの)団体貸出などの授業サポートなどをしている学校もあれば、貸出・返却のみの学校もある。教員には学校司書の業務への理解と連携をお願いしたい。小平市の教育委員会の組織を以下に示すが、学校図書館運営のための横の連携は難しいのが現状なのかもしれない。小平市立図書館と学務課、指導課などとの連携に期待したい。

#### <教育委員会の組織>

教育委員会は、市立小・中学校や生涯学習に関する事務を担当する事務局4課に、公民館、図書館をあわせた組織で、教育に関わる仕事をしている。

課(館)名	主な仕事
教育総務課	教育委員会の会議、教育行政に関する相談、教育委員会だよりの発行、学校施設の維持管理、更新等の計画
学務課	就学・転校手続き、就学援助費支給、就学奨励費支給、学校保健、学校給食(学校給食センター)
指導課	児童・生徒の学習指導・生活指導・教育相談・就学相談、教育ICTの活用推進、教職員の人事・研修・福利厚生等
地域学習支援課	社会教育委員の会議、青少年健全育成、地域学校協働活動の推進、放課後子ども教室、校庭の遊び場開放
公民館	講座・講演会・映画会・音楽会、土曜子ども広場「友・遊」、公民館まつりの開催
図書館	図書の閲覧・貸出、レファレンス、地域資料・古文書の収集、特定歴史公文書の保存・管理・利用、学校図書館への支援

(小平市教育委員会だより新年度特別号より抜粋)

#### 4-2 学校図書館システムの活用

小平市立図書館は1987年からオンラインでの図書館システムを本稼働し、市内の図書館どこからでもWebによる蔵書検索ができるようになり、貸出返却や蔵書点検など業務の効率化が図られた。

一方、学校図書館では2006年から学校図書館システムが本稼働しており、公共図書館シス

テムと書誌データを共有している。

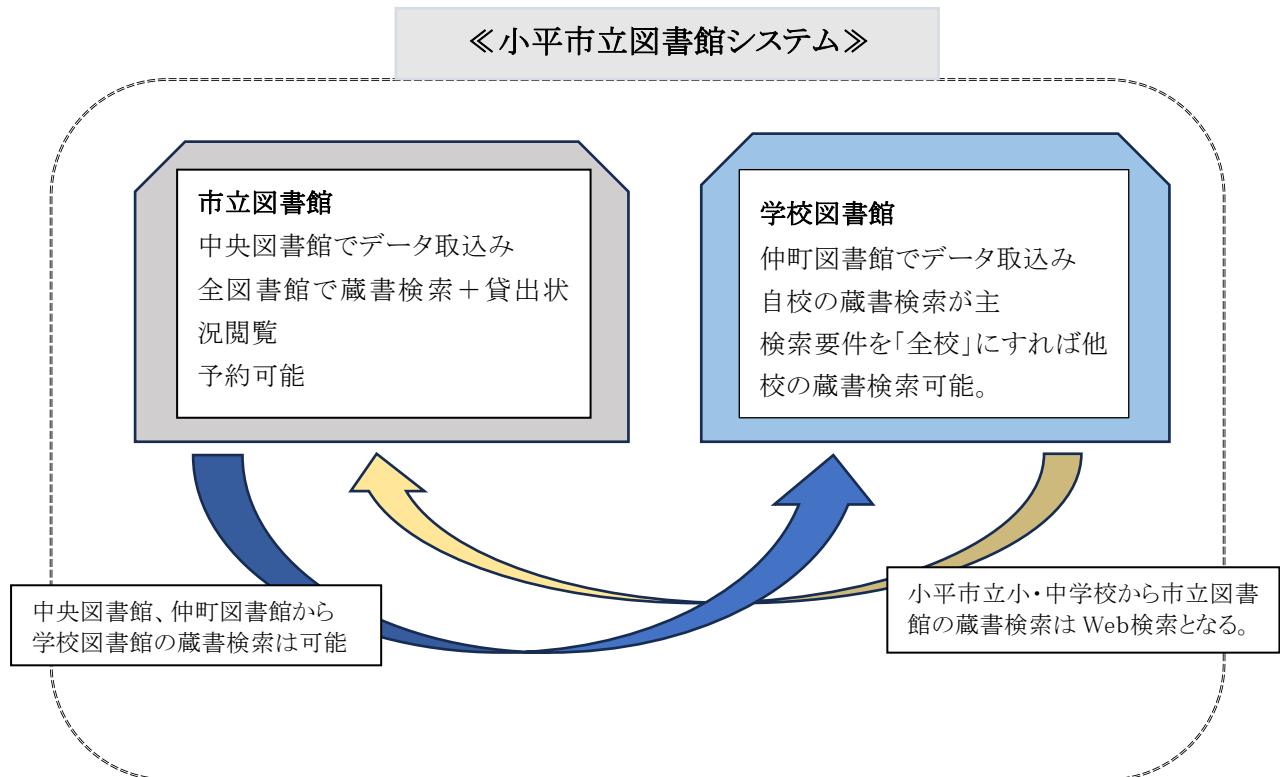
参考までに、学校図書館で購入する図書の発注等の流れを以下に挙げる。

- ① 予算は学務課で確保し、各学校に割り当てられる。
- ② 各学校の学校司書は、専用のアプリケーションを活用し、Web 上から業者が提供する図書資料を検索して発注する。
- ③ 業者では発注を受けた図書のローカルデータ(請求記号・バーコードの番号)を付与し、ラベルの貼付も行う。
- ④ 業者から提供された MARC(書誌データ)を仲町図書館の学校図書館相談員が学校図書館システムに取り込む。
- ⑤ 学校図書館システムに反映後、注文した本が学校に納品され、学校司書が配架する。

児童・生徒が学校図書館に足を運び、学校司書を通して学校図書館システムで蔵書検索する機会が少ないという。学校における読書活動では「推薦図書」のプリントが用意され、図書館では前もって一角に置かれるという状況があるのではないか。自分で「こんな分野の本が読みたい」「～について調べたいからどんな本があるのか」など自分から必要な本を見つけることが少なくなっている。

学校図書館システムにアクセスする権利は一定の者にしか付与されていないが、一括検索をかければ他校の蔵書データにも巡り合える。学校図書館の蔵書は教育委員会の予算で購入しており、図書はその学校の資産として計上されることは当然であるが、その利用にあたっては他校との相互貸借等、柔軟に対応することを望みたい。

学校図書館の蔵書は学校図書館システムに登録され、所蔵学校図書館だけでなく小平市立図書館(中央・仲町のみ)からも検索できる。この蔵書の活用にあたっては、他校との相互貸借等ができるようになることを期待したい。



### 4-3 学校図書館をより良く利用するには

4-2 で記したように小平市では市立図書館と学校図書館のシステム連携が図られているので、他校の蔵書、小平市立図書館の蔵書を検索できる者が限定されたとしても相互の利用に供されることが望ましいと考える。

しかし各学校の図書は備品に準ずるものであることや配送等の課題もあり、現状では自校にならない図書を他の学校で見つけた場合、所蔵する学校から借り受けるという学校間での本の相互貸借を行うことは難しい状況である。

図書という大きな財産を有効利用するために学校図書館の現状、学校における学校図書館の取り組みなどを見ながら、学校図書館をより良くする方策を考えたい。

#### (1) 現状の課題

##### ①「学校図書館とは何か」についての共通認識

学校図書館は学校図書館法に基づき、各学校に設置されている。従って、法の趣旨に則り各校において活用されなければならないものであるはずだが、このことに関する共通認識が十分とは言えない現状がある。

学校図書館には「読書センター機能」、「学習センター機能」、「情報センター機能」という三つの働きがある。（「学校図書館ガイドライン」(H28 文部科学省)）

このうち、学校図書館を「本を読む場所」と考え、読書センターの面だけでとらえる場合が少なぬない。これは「学校図書館とは何か」ということに関して、学校（管理職、教職員）、教育委員会の関連部署間での共通認識が十分ではないことに原因があると考える。まず、学校図書館とはどういったものなのかについて、共通の認識をもったうえで、活用の改善について考えていくことが必要だろう。

##### ②読書の推進に係る具体化

読書の推進は、市立図書館や各小中学校をはじめ多くの機関が行っている。特に学校では読書の推進を学力向上策の一つとして掲げる例も少なくない。一方で、そのための方策、読書によって得られる成果等について、具体的な例を挙げられない場合も見られる。読書について否定する人は少ないが、よいことであればこそ、推進する側が具体的な手立てや目標をもって推進にあたれるようにしたい。

#### (2) 学校図書館に係る理解・啓発の推進

学校図書館には様々な機関、様々な人々が関係している。教育委員会の関係部署、学校でいえば学校図書館長を担う校長、推進に当たる司書教諭、学校図書館の管理運営を担う学校司書、児童・生徒の読書や学習の指導に当たる各教員が、自らがどのように学校図書館や読書活動の推進に関わるのかを認識していることが大切である。さらに保護者や地域の方たちにも、学校図書館や子どもの読書推進により広く関心をもっていただくことも、推進のための大きな力となる。

今後、学校図書館経営や活用の方法についての研修等が進められ、各学校においてはその内容の確実な共有が図られることで、学校図書館にかかる理解・啓発が一層進められると考える。さらにそうして改善が進んでいきそれぞれの学校図書館が互いの情報を共有する体制を構築していくことで、本市の公立学校の学校図書館の質が向上し、子どもの読書活動がより活性化していくものと考える。

#### (3) 具体的な提言

##### ①学習センター機能の充実～9年間を通した学校図書館活用計画の策定

小平市第4次子ども読書活動推進計画にも掲げられている通り(第2学校等における読書活動の推進ー(1)学校図書館指導年間計画の作成と実施)、現在各学校には学校図書館指導年間計画の作成が求められており、各学校で作成・提出している。これらの計画の進行管理は学校に任せられているが、実際にはなかなか計画通りには進められない現状もある。

そこで、まず学校図書館活用計画のひな型を市で作成して各学校に提供し、同計画を標準として活用していくことを提案したい。それにより市として同じ指導を積み重ねていくことで、どの小学校からどの中学校に進学しても、学校間の差がなくなり、同じように学校図書館を活用した学習の仕方が指導されることになる。

それにより、現在進んでいる「探究学習」に対する取り組みの中でも求められる、学校図書館を活用しながら資料を探し出したり、資料の信頼性を判断するような力もどの学校でも同様に身に付けさせることができる。そうやって情報活用能力を9年間にわたって計画的に伸ばしていくことで、児童・生徒の思考力や主体的に学習に取り組む態度を向上させることができるであろう。

## ②読書センター機能の充実～不読者を減らす取り組み

先日の文化庁の発表にもあったように、6割以上が直近1か月に1冊も本を読んでいない「不読者」だという。現在本市の小中学校においては、朝読書等の取り組みもあり、実際の不読者はそう多くはないと思うが、生徒一人一人の卒業後の読書習慣につながっているのかどうか、判断が難しいところである。

本を読みかつ読書習慣の身に付いたこどもを育てていくために、学校図書館はどのようにあるべきなのか。現在、各小中学校では司書教諭や学校司書によって様々な取り組みがなされている。読書週間や推薦図書を設けたり、ポスターやポップを掲示したり、図書館だよりを発行したり、児童・生徒を学校図書館に誘うための様々な知恵や工夫は枚挙にいとまがない。まずこれらについて、集約し共有するシステムを設けたい。効果の見られたものについては他の学校でも実施できるようになれば、各校でも効果は期待できるのではないか。効果の表れている学校の取り組みが共有されれば、なぜA校は貸出冊数が多いのか。B校の○年生で貸し出しが異常に多いのはなぜか等の分析もできる。これらのデータを校内でも共有し、成果が出ていない学校においては改善のアイディアとして活用していけるようにしたい。

読書は本来強制されるものではなく、「読みたいから読む」ものである。こどもたちがスマートから顔をあげて読書の時間をもつようになるためには「本のおもしろさ」を実感できるような経験を重ねたり、読書の意義や価値を繰り返し体感することが重要であると考える。そのために、読書センターとしての学校はどのように機能したらよいのか。公立図書館とも知恵を出し合いながら、引き続き模索していくことが必要であろう。

## ③情報センター機能の充実～多様な資料を、多くの機会に

現在、こどもたちが何かを知りたいと思ったら、まず十中八九スマート(あるいは学習者用端末)を手に取って調べるだろう。何かを知りたいときに学校図書館に足を向けるこどもは残念ながら多くはない。学校図書館を情報センターとして機能させるには、こどもたちが「学校図書館で必要な情報を得る経験」を積ませることが必要である。まず教科の学習や総合的な学習の時間などの機会に、学校図書館で情報を集める場面を計画的に設定する。司書のレファレンスを経験する機会としてもぜひ活用したい。さらに図書資料だけでなく、新聞、パンフレット、可能であればDVD等多様なメディアを準備しておくことで「調べたいことが学校図書館で調べられた」経験を積ませる。これと並行して学校図書館の使い方、NDCやOPACについて学んだり、ネット情報の確かさとか引用の仕方といった情報に関わるルールも学ぶ。

いずれにしても学校図書館を情報センターとして機能させるには、学校の授業とのかかわりが

不可欠である。学習センター機能の部分でも述べたように、9年間を通した学校図書館活用計画の必要性がここにもある。

#### ④学校図書館支援センターの設置について

学校図書館の機能の充実を図ろうとしたとき、全館を俯瞰しながら指導助言を適宜行うことができる機関が必要となる。現在、仲町図書館に置いている学校図書館支援機能は学校司書への支援機関として機能しており、授業を行う教員に対する支援の機関も、同様に必要ではないかと考える。

そこでそのような授業にかかる助言ができる人材を常駐させた学校図書館支援センターの設置を提言する。もちろん学校司書への支援機能も重要であることから、現状の支援機能に授業等への支援機能を強化する形で、学校図書館支援センターを設置する。同センターを中心に前述の9年間を見通した学校図書館活用計画を策定し、策定後は計画の活用状況を点検や指導助言を行う。

学校図書館の効果的な活用が進む自治体には、同様の組織が存在している場合が多い。本市においてもぜひ設置を検討されたい。

学校教育の専門家の集まりでない市立図書館が、学校図書館の三機能を理解したうえで図書館経営について指導することは簡単ではない。今後、学校図書館活用を考えたとき、これらを補完する存在が必要だろうと思う。もちろん読書活動の推進は、学校図書館だけが独立して行えるものではない。多くの本を読むようになってほしいと考えるなら、乳幼児期から本に親しむ習慣づけは重要であるし、家庭で親が読書する姿を見ながら育つことが重要である。本に親しむ雰囲気のある社会で育ち、周囲の大人が本を読む人たちであれば、こどもたちはもっと本を読むようになるだろう。こどもたちの読書活動の推進は、どりもなおさず市民全体の読書の推進と不可分なものだと考える。広く市民の読書を推進しつつ、学校図書館やこどもの読書についてもその在り方を考え、人的にも財政的にも支援していくことによって、あるべき学校図書館像が実現するのだろうと考える。

### 5. 小川西町図書館のこれから

#### 5-1 小川駅西口地区再開発に伴う小川西町図書館

小川駅西口地区第一種市街地再開発事業に伴い建設される再開発ビルの4、5階に「小川駅西口複合施設」が整備される予定であり、小川西町図書館もこの施設に移転する予定である。

この施設には小川西町図書館とともに入っていた小川西町公民館や、小平元気村おがわ東に設置されている小平市民活動支援センターあすぴあ、小平市男女共同参画センター“ひらく”も入る予定である。これらの施設を一括して指定管理者の管理・運営とすることを小平市は決定している。指定管理者への委託は、民間事業者が持つノウハウを活かすことができ、図書館サービスの向上に繋がることもあると思われる。

指定管理事業者の選定にあたっては、図書館の知識がある方の採用（司書の有資格者 40%以上とするなど）、指定管理者と小平市公共図書館職員との十分な情報共有・連携が行われること、等々、仕様について詳細な事前打ち合わせが必要であろう。業者選定の際、図書館業務を熟知した職員が参加することをお願いしたい。

#### 5-2 指定管理者による図書館運営について

小平市の図書館は、これまで全 8 館が直営であり、小平市立図書館条例、同施行規則に基

づいて一貫した運営が行われてきた。この度、小川西町図書館が指定管理者の管理運営となり、また、複合施設の中の図書館となることで、開館日・時間も含めて図書館サービスに違いや特色が出てくることが予想される。上記 5-1 にもふれたが、指定管理者の運営となった館も含めて、小平市図書館の基本方針のもとに、十分な情報共有・交換を行い、現在の 8 館 3 分室においても全体の運営に齟齬を生じないようにしていただきたい。

## 6. おわりに

小平市の電子図書館導入は他市に比べると「遅れている」と見られる状況にあったが、2025 年度の予算案に計上され、導入に向けた準備が進んでいる。

2025 年度は小平市立図書館開館 50 周年の節目の年となる。折りしも 11 月には現行の図書館システム更新の時であり、それに合わせて電子図書館を構築しようというものである。他市の電子図書館を見ていると導入初年度には国や東京都などの補助金を活用して一定の数量のコンテンツを投入したり、青空文庫を投入したりして蔵書数を確保しているが、導入からしばらくすると当初契約したコンテンツの閲覧期間が終了し、利用が減少しているところが多いようである。

小平市で計画している電子図書館は、実用書を中心の電子書籍やオーディオブック、電子新聞・雑誌を導入することに加えて、デジタルアーカイブの拡充を行う。具体的には小平市の行政刊行物のライブラリーを構築したり、国史跡の鈴木遺跡のコンテンツも加えたりする予定である。

小平市の図書館が開館以来 50 年間積み上げてきた地域資料も含めたデジタルライブラリーになる見込みであり、拡がりのある電子図書館になることを期待したい。

電子図書館構想が進む一方、とりわけこどもにとって従来の紙の本を読むことの重要性を再確認し、幼児期に図書をプレゼントするブックスタートからはじまる「こどもの読書支援」の充実を目指すことも忘れてはならない。今期は学校図書館の現状を踏まえて支援のための改善について考えたが、図書館だけでは難しく、学校図書館長である校長や教育委員会内の他部局との連携が欠かせないと思われる。教育委員会内の縦横の連携充実をお願いしたい。

小平市立図書館がこれまで歩んできた実績＝学校図書館相談員、学校司書、地域資料の収集とアーカイブ化、公共図書館システムと学校図書館システムの連携等＝は誇れるものであり、これからも継続して進めていただきたい。

## 2023(令和5)－2024(令和6)年度図書館協議会委員

石井 彩	伊藤 規子
海老名直子	岡本由起子
落合美代	神子知浩
菅野博美	栗林昭彦
丹治正弘	溝口かおり